

一部の地震動予報業務許可事業者で発生した不具合への対処について

7月14日19時41分に茨城県沖で発生した地震に関し、緊急地震速報（予報）の第1報を誤って発表しました。その際、一部の地震動予報業務許可事業者が、この緊急地震速報（予報）を用いて各地の震度予想を誤って行い、不適切な情報を発表するという不具合が発生いたしました。

不具合を発生させた地震動予報業務許可事業者とその端末製品名、これまでの対応等は別紙のとおりです。

気象庁としましては、今後も、皆様に緊急地震速報を適切に利活用していただけるよう、技術の向上を図るとともに、必要に応じ地震動予報業務許可事業者の指導等を行ってまいります。

注) 地震動を最初に検知した観測点で100ガルを超えるような強い揺れを観測した場合には、そのことを瞬時に伝えるため、地震の規模（マグニチュード）を推定せず「不明・未設定」として緊急地震速報の第1報を発表します。

なお、マグニチュードを「不明・未設定」として発表することについては、地震動予報業務許可事業者に対して事前に周知しています。

本件に関する問合せ先：

気象庁総務部民間事業振興課（内線 4221）
地震火山部管理課（内線 4505）